

国保 国民健康保険と後期高齢者医療

国民健康保険・後期高齢者医療制度の被保険者の皆さんへ「資格確認書」などのお知らせです。

■問合せ 医療保険課 ☎20-3024 国保 ▶国保係 後期高齢 ▶長寿医療係

7月末までに「資格確認書」や「資格情報のお知らせ」をお届けします

届くもの	国保 / 後期高齢	対象者
資格確認書	国保	・マイナ保険証をお持ちでない方
	後期高齢	・85歳以上の方全員 ・84歳以下で、マイナ保険証を普段利用していない方 ・任意記載事項併記申請書を提出済みの方
資格情報のお知らせ	国保	・70歳以上で、マイナ保険証をお持ちの方 ※70歳未満の方の「資格情報のお知らせ」には有効期限がありません。 現在お持ちのものをご利用ください。
	後期高齢	・84歳以下で、マイナ保険証を普段利用している方

※医療機関などでマイナ保険証の読み取りが出来ない場合は、マイナンバーカードと「資格情報のお知らせ」を一緒に提示してください。

国保 後期高齢

資格確認書などを窓口で受け取りたい方

窓口交付をご希望の世帯には、医療保険課、田沼・葛生行政センターでお渡しします。7月8日(水)までに医療保険課へ電話で申し込み、7月21日(火)以降に本人確認書類を持ってお越しください。

後期高齢 ■問合せ いきいき高齢課 ☎20-3021

高齢者福祉タクシー・高齢者生活路線バスの運賃の助成

資格確認書を提示することで運賃の助成を受けることができます(資格情報のお知らせでは助成を受けることはできません)。資格確認書が交付されない方は、それぞれ利用証の交付手続きを行ってください。

国保 後期高齢

医療費が高額になりそうなとき

「限度額適用認定証」などを医療機関に提示することで、同じ月の同じ医療機関などでの自己負担額を高額療養費の自己負担限度額までに抑えることができます。なお、マイナ保険証を利用する場合は、限度額適用認定証などの交付申請をしなくても、限度額までの支払いで済みます。

ただし、マイナ保険証を利用している方でも、長期の入院をしていて食事療養費が減額の対象になるなど、事前に申請が必要になる場合もあります。詳しくは医療保険課までお問い合わせください。

すでに限度額適用認定証をお持ちの方

国保 現在お持ちの限度額適用認定証は7月31日(金)が有効期限です。8月以降も必要な方は、7月16日(木)以降に更新手続きができます。ただし、保険税を滞納していない方が対象です。

後期高齢 後期高齢者医療制度の加入者のうち、以前に限度額区分入りの資格確認書の交付を受けたことがある方には、限度額区分が記載された資格確認書を郵送します。

申請に必要なもの

- 窓口に来る方の本人確認書類
- 資格確認書または資格情報のお知らせ
- 委任状(別世帯の代理人が申請する場合のみ)

申請場所

- 医療保険課(1階)
- 田沼・葛生行政センター

国保 後期高齢

保険税・保険料額をお知らせします

▶国民健康保険税 市民税課 ☎20-3007
▶後期高齢者保険料 医療保険課 ☎20-3024

国民健康保険税について

納税通知書を7月15日(水)に発送します。第1期の納期限は7月31日(金)です。

保険税には、世帯の所得が一定の金額以下の場合、軽減措置があります。このため、収入のない場合でも世帯主と国民健康保険加入者全員の申告をお願いします。また、保険税を特別な事情なく滞納すると、医療機関などで診療を受ける際、診療などにかかった経費の全額をいったん自費で負担し、後日医療保険課の窓口で「特別療養費」の支給申請をしていただくことになる場合がありますので、口座振替などを利用し、納め忘れのないようお願いいたします。

税率および課税限度額を改正しました

区分	基礎課税額		後期高齢者 支援金等課税額		介護納付金課税額		子ども・子育て 支援納付金課税額
	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	新設
所得割	5.6%	変更なし	2.3%	変更なし	2.1%	変更なし	0.3%
均等割	19,800円	変更なし	8,400円	変更なし	10,800円	変更なし	1,200円
18歳以上 均等割							100円
平等割	13,800円	変更なし	7,200円	変更なし	6,000円	変更なし	800円
課税限度額	65万円	66万円	24万円	26万円	17万円	変更なし	3万円

後期高齢者医療保険料について

保険料の通知書を普通徴収（納付書または口座振替による納付）の方には7月15日(水)に、特別徴収（年金からの天引き）の方には7月31日(金)に発送します。普通徴収の第1期の納期限は7月31日(金)です。

保険料の決まり方

年間保険料額	医療分 (上限85万円)	=	均等割額 (49,100円)	+	所得割額 (賦課の基となる所得金額×9.00%)
	子ども・子育て 支援納付金分 (上限2万1千円)	=	均等割額 (1,300円)	+	所得割額 (賦課の基となる所得金額×0.25%)

※賦課の基となる所得金額：総所得金額などから基礎控除額を差し引いた額

子ども・子育て支援納付金について

令和8年度から、国の「子ども・子育て支援金制度」の開始に伴い、国民健康保険税・後期高齢者医療保険料に「子ども・子育て支援納付金分」が新設されました。この制度は、児童手当の拡充や妊娠・出産、子育て世帯への支援を充実させるためのもので、子どもや子育て世帯を社会全体で支える仕組みです。



国民健康保険加入者の皆さまへ



歯や口の健康を守るため、30歳以上の国民健康保険加入者を対象に歯科検診を無料で実施しています。詳しくは20ページをご確認ください。